

SDGs(エスディージーズ) 何のこと！

2015 年 9 月、国連で開かれたサミットで決められた、国際社会共通の目標で、2030 年までに解決すべき 17 の社会課題から成り立っているようですが、ご存知でしたか？

鹿児島相互信用金庫の講演会で初めて知りました。都市部では色々な取組があり、毎日のようにマスコミで取り上げられているようで、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) という事だそうです。今までは、国連、国、行政、NGO などが取組んでいましたが、これからは民間の活力、企業の技術・経営資源によって解決する事が強く要請されています。

鹿児島相互信用金庫は平成 30 年持続可能な地域社会の実現に貢献することを目的 (Goals) に平成 30 年、金融業界として、日本で初めて「そうしん SDGs 宣言」を行い、第 1 号案件としてリサイクル率全国一の、大崎町が取組む、過疎化や人口減少を克服する為の地方創生事業を支援する為、「リサイクル未来創生奨学金ローン」を創設しました。

企業にとって、事業を通じて課題解決に貢献することが新たな成長の機会と考え、できることから、できるペースで始める事が求められています。天台宗開祖・最澄の「径寸十枚、これ国宝にあらず。一隅を照らす、これ即ち国宝なり」の言葉が思い起こされます。わが社は何が出来るか、自分は何が出来るかを考えて、一步を踏み出したいものです

【情 報】

働き方改革がスタートしました！

6/21 県木材協同組合の事業説明会がありました。その中で「働き方改革関連法」の説明もありました、一番影響のありそうな年次有給休暇の取得義務化の要旨を纏めて見ました。年次有給休暇が 10 日以上付与された労働者は 5 日以上の有給休暇を取得するように会社から時季を指定して取得させる事が必要となりました。今年度は 4 月より前に付与された有給休暇は対象外となります。また、労働者の都合で 5 日以上の有給休暇を取得した場合には、会社から時季を指定して取得させる必要は有りません。就業規則の変更も必要です。但し、4 月 1 日以降付与した有給を期間内に 5 日取得させなかった場合は、不取得労働者 1 名につき 30 万円の罰金が科されるということですが、当面は労働基準監督所が是正に向けて丁寧に指導し、改善を図るということです。

この他、時間外労働の上限規制、中小企業の 60 時間超残業の割増賃金率の引上げ、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の待遇格差是正、他の説明も有りました。

経営環境が厳しく、ギリギリの人数で稼働している中小企業は、労働者の働き方改革を推進する為には経営者が働けという事でしょうか？

【定休日】

7 月は 6, 7, 13, 14, 20, 21, 28 日

8 月は 4, 11, 12, 13, 14, 15, 18, 24, 25, 31 日となります

宜しくお祈りします



働き方改革のポスター